

令和8年1月13日
沖縄電力株式会社

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書
(離島等供給約款)

当社は、このたび、電気事業法第21条第1項の規定にもとづき届出を行なった離島等供給約款（令和8年4月1日実施）において、Ee らいふの消費税等相当額を含んだ料金率等を変更することといたしましたので、電気事業法施行規則第36条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

請求の方法については、従前のとおりでございます。

なお、Ee らいふに定める料金率等に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で四捨五入しております。

離島等供給約款〔低圧用〕17 (Ee らいふ) に定める料金率等

| 区分および単位 | 料金率等 | 消費税等相当額 |
|-------------|----------|---------|
| Ee らいふ | 円 | 円 |
| 基本料金 | | |
| 1 契約につき | 2,503.60 | 227.60 |
| 電力量料金 | | |
| 1 キロワット時につき | | |
| 昼間時間 | | |
| 夏季料金 | 49.01 | 4.46 |
| その他季料金 | 47.42 | 4.31 |
| 生活時間 | 41.53 | 3.78 |
| 夜間時間 | 34.77 | 3.16 |
| Ee プラン割引上限額 | 3,300.00 | 300.00 |

以上